

令和5年度フードバンク寄贈促進事業

補助金申請に係るよくあるご質問

令和5年9月4日作成



目次

1	申請書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
3	フードバンクについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
4	寄贈する食品について・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	P5

1 申請書類について

	お問合せ内容	回答
1	補助金申請に必要な提出書類を教えてください。	ご提出いただく書類は下記のとおりです。 <u>「補助金申請書類作成の手引き」もあわせてご確認ください。</u> 【事業実施前】※フードバンクとの協定締結後2週間以内 ・協定書(写し) ・申請予定金額報告書 【補助金申請時】 ・申請書 ・補助対象者確認書 ・誓約書 ・配送伝票(写し) ・補助金の振込口座が確認できる書類 ・アンケート
2	アンケートは店舗ごとに提出する必要がありますか。 例)1社に対して店舗が10箇所ある。	ご提出は、店舗ごと、事業者(複数店舗をまとめて)ごとのどちらも可能です。
3	「食品の提供・譲渡に関する協定書」及び「誓約書」は店舗ごとに提出する必要がありますか。	事業者としてご提出をお願いします。(店舗ごとに提出いただく必要はありません。)

2 申請について

	お問合せ内容	回答
1	受付期間は令和6年3月29日までとなっていますが、食品の発送日が令和6年3月29日の配送費は対象となりますか。	対象となります。ただし、申請受付期間は令和6年3月29日までとなるのでご注意ください。 【郵送申請の場合】 令和5年6月29日から令和6年3月29日17時までに必着 【オンライン(メール)申請の場合】 令和5年6月29日から令和6年3月29日17時までに申請完了
2	申請業者の本社所在地が都外で、食品を寄贈する店舗所在地が都内の場合、補助金の対象となりますか？	寄贈する店舗所在地が東京都内の場合、補助金対象となります。
3	食品の寄贈は定期的又は複数回実施する必要がありますか。	1回限りの食品寄贈も補助金対象となります。
4	補助金の申請は、食品を寄贈することに行う必要がありますか。	補助金の申請は、申請受付期間内であれば、複数回の寄贈分をまとめて1回で行っていただくことが可能です。(寄贈することに申請いただくことも可能です。)

3 フードバンクについて

	お問合せ内容	回答
1	フードバンクと贈与協定を締結していません。 締結先のフードバンクに指定はありますか。	TOKYOサーキュラーエコノミーアクションWEBサイト上にある寄贈候補先のフードバンクー覧(※)がございますので、参考にしてください。 また、締結先の指定はございません。 ※TOKYOサーキュラーエコノミーアクション 「フードバンクー覧」
2	TOKYOサーキュラーエコノミーアクションWEBサイト上にある寄贈候補先のフードバンクー覧にないフードバンクへの寄贈は可能ですか。	可能です。
3	社会福祉協議会等への寄贈も補助金申請の対象になりますか。	本事業における、フードバンクの定義は下記のとおりです。定義に当てはまる場合は、社会福祉協議会等への寄贈も補助金申請の対象になります。 〈本事業におけるフードバンクの定義〉 食品関係企業などから、生産・流通・消費の各過程で生じる未利用食品の寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する活動・団体

4 寄贈する食品について

	お問合せ内容	回答
1	寄贈する食品はどういったものが対象でしょうか。	次に掲げる要件を全て満たすものとします。 (1)都内にある補助対象事業者の店舗で販売していた食品であること。 (2)賞味期限前であること (3)未開封で破損していないこと (4)常温保存の食品であること (参考:缶詰などの加工食品、米、防災備蓄品、菓子、飲料 等) ※アルコール類(料理酒は除く)は対象外です。 ※受入可能な常温保存の食品は、フードバンクによって異なりますので、寄贈先のフードバンクに確認してください。
2	寄贈する食品は賞味期限前であることが要件とのことですが、具体的な日数は指定されていますか。	受入可能な日数については、フードバンクによって異なりますので、寄贈先のフードバンクに確認してください。
3	酒やアルコール類の寄贈は可能ですか。	アルコール類は対象外です。ただし、料理酒は除きます。

5 その他

	お問合せ内容	回答
1	バイク便は補助金対象となりますか。	補助対象です。補助金申請の際に、宅配便と同様に、配送伝票(写し)が必要です。